

独占禁止懇話会第 185 回会合議事録

1. 日時 平成 22 年 3 月 25 日（金）13：30～15：30

2. 場所 公正取引委員会大会議室

3. 出席者

【会員】伊藤会長，井手会員，内田会員，及川会員，榎野会員，神田会員，斎藤会員，佐野会員，高橋会員，萩原会員，富士会員，舟田会員，三村会員，村上会員，森本会員，山下会員，レイク会員

【公正取引委員会】竹島委員長，後藤委員，神垣委員，濱田委員，細川委員

【公正取引委員会事務総局】松山事務総長，高橋首席審判官，鶴瀬官房総括審議官，相関官房審議官（国際担当），山本経済取引局長，松尾取引部長，中島審査局長

4. 議題

（1） 審判制度の見直し

（2） 中小事業者取引の適正化に関する最近の取組状況

（3） 国際的な連携・協力に関する最近の状況

5. 議事

伊藤会長 それでは、定刻となりましたので、本日の「独占禁止懇話会」を開催させていただきます。

本日は、審判制度の見直し、中小事業者取引の適正化に関する最近の取組状況、三つ目として、国際的な連携・協力に関する最近の状況につきまして公正取引委員会から説明を受け、御意見を聴取することを予定しております。

本日の議題に入る前に御報告がございます。公正取引委員会において委員の交代があったということです。事務総局の方から御紹介いただきたいと思います。

山本経済取引局長 経済取引局長の山本でございます。

公正取引委員会の委員につきまして、本年 1 月 27 日に濱崎委員が退任いたしまして、1 月 28 日に細川委員が着任しておりますので、御紹介させていただきます。

細川委員 細川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

山本経済取引局長 それから、前回の会合におきまして、新たに会員に就任いただいた方を御報告いたしましたけれども、全国農業協同組合中央会専務理事の富士重夫様、前回御欠席でしたが、今日御出席いただいておりますので、改めて御紹介させていただきます。

富士会員 JA 全中の富士と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

山本経済取引局長 以上でございます。

伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の最初の議題でございます審判制度の見直しの議事に入りたいと思います。

岩下経済取引局総務課企画官から御説明をお願いします。

岩下経済取引局総務課企画官 経済取引局総務課で企画官をしております岩下と申します。よろしく願いいたします。

今、会長に御紹介いただきましたとおり、私からは資料の一番目の審判制度の見直しに係る独占禁止法の改正法案について、簡単なこれまでの経緯と法案の内容ということで御紹介申し上げます。お手元の資料の一番目「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」の国会提出についてという、3月12日付の報道発表資料を基に御説明させていただきます。

皆様御承知のとおり、現在、独占禁止法におきましては、公正取引委員会が行う行政処分、すなわち違反行為をやめなさいといった排除措置を命ずる処分、あるいは課徴金の納付を命ずる処分という行政処分を行った場合に、事業者側が不服がある場合に不服を申し立て、それについて公正取引委員会が行う不服審査の手続ということで審判制度が設けられているところでございます。

こちらの審判制度につきましては、これもまた御承知のとおりかと思えますけれども、平成17年に独占禁止法の大改正が行われましたときに、従前は行政処分を行うに当たっての事前の手続、処分前の手続ということで審判制度が設けられていたところでございますけれども、平成17年の制度改正によりまして、事前の手続から事後の不服審査という形での審判制度に、その性格を改めたという状況でございまして、その不服審査型の審判制度ということで現在に至っている状況でございます。

こちらの公正取引委員会が行う審判制度につきましては、行政機関が行う手続としては非常に慎重な審議を行うことのできる仕組みであるという評価がある一方で、行政処分を行った公正取引委員会が自ら当該行政処分の適否を判断する仕組みであるという点につきまして、平たくいえば公正取引委員会が検察官の役割と裁判官の役割を共に兼ねているという批判がなされていたところでございまして、事業者側の不信感がなかなか払拭できないという指摘がなされてきたところでございます。そのような事情から、これまでも各界において、この審判制度については、廃止すべきであるとか、17年改正前の制度に戻すべきであるとか、あるいは選択制でとか、さまざまな意見がみられたところでございます。

そのような審判制度でございますけれども、昨年、平成21年6月に成立いたしました独占禁止法の一部改正法、こちらは課徴金納付命令の対象となる違反行為が拡充されたりしたことが中心的な内容でございましたけれども、この昨年6月に成立して今年1月に施行になりました独占禁止法の一部改正法の附則第20条におきまして、現在の審判手続に係る規定につきまして、全面にわたって見直す、

平成 21 年度中に検討を加えて、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされていたところでございます。

また、これに加えて、同法案の国会での法案審議の過程におきまして、衆議院、参議院の経済産業委員会において、現行の審判制度を現状のまま存続すること、あるいは平成 17 年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うことということで附帯決議がなされていたという状況でございました。

その後、昨年 8 月に衆議院の総選挙がございまして、御存知のとおり現在の民主党政権に政権が替わったわけでございますけれども、現在の政権下におきましては、政策は基本的に政務三役が検討して方向性を決めていくという、政府全体として統一された方針が示されておりまして、独占禁止法の見直しの関係につきましても公正取引委員会の担当政務三役、具体的には昨年は平野博文官房長官、内閣府の古川元久副大臣、同じく内閣府の田村謙治政務官、このお三方が担当政務三役ということでございました。

現在では、少し担当が変わりまして、大臣が行政刷新担当の枝野幸男大臣、副大臣が金融なども担当しております内閣府の大塚耕平副大臣、政務官につきましては、引き続き田村謙治政務官ということで、このお三方が現在の担当三役でございます。こちらの政務三役におきまして、独占禁止法の見直しについて検討が行われた、その中で、昨年 12 月 9 日に担当政務三役から、「独占禁止法の改正等に係る基本方針」というものが示されたところでございます。

民主党政権になっているということで、当然民主党の方針というものがあるわけですが、これまでの経緯でいきますと、平成 20 年に民主党が提出した法案としての独占禁止法の一部改正法案でも、附則ではございますけれども、審判の制度を廃止するということについて言及がなされておりました。それから、昨年 7 月になりますけれども、選挙前に公表されておりますマニフェストではないですが、民主党の政策集インデックスの中では、やはり審判制度を廃止するということが方針として示されていたところございまして、12 月 9 日に示された独占禁止法の改正等に係る基本方針では、審判制度を廃止いたしまして、今、独占禁止法の公正取引委員会が担っております行政処分に係る不服審査の第一審機能を、審判制度ではなく地方裁判所にゆだねるという大きな方針が示されました。また、審判制度が廃止されることに伴いまして、現状は公正取引委員会の終局的な判断というものは、審判を経た上での審決で示される仕組みになっているわけですが、この審決がなくなりますので、公正取引委員会が行う行政処分である排除措置命令あるいは課徴金納付命令といったところで、公正取引委員会の終局的な判断が示されることになることを踏まえまして、行政処分を行うに当たっての事前手続、あるいは処分前の手続というものについて、より一層の充

実化あるいは透明化を図るべしという方針が示されたというのが、昨年12月の状況でございます。

その後、私ども事務方といたしましては、その基本方針に沿った形での具体的な法律の立案作業に入りまして3月に至るわけですけれども、法律案という形で条文化されたものについて、3月10日、11日に再び政策会議を開催し、3月12日に閣議決定に至ったというのがこれまでの簡単な経緯でございます。

それから、法案の具体的な内容でございますけれども、お手元の資料の1枚頭紙をとっていただきますと、色刷りの資料が2つほどございます。一つは、文字中心の、左肩をホチキスでとめた「法律案の概要」という資料、もう一つが1枚のポンチ絵になっておりますけれども、この二つでざっと概要を御紹介させていただきます。

まず、現在の審判制度は全部廃止する。第一審機能は地方裁判所にゆだねる。これは、基本方針どおりでございますして、地方裁判所に第一審機能をゆだねるに当たりまして、独占禁止法違反事件というのは複雑な経済事案を対象としており、法律と経済の融合した分野における専門性の高いものであるという特色があることを踏まえまして、どこの地裁でもいいということではなく、公正取引委員会が行う行政処分の抗告訴訟、すなわち取消訴訟につきましては、東京地裁の専属管轄とする、それによって判断の合一性を確保しつつ、専門的知見の蓄積を図っていくということが法律案の内容となっております。

それから、法律案の概要の紙を1枚おめくりいただきまして、裁判所における審理でございますけれども、一つは、ただいま申し上げましたとおり、東京地裁に専属管轄として専門的知見を蓄積していくことと同時に、専門性の高いものであるとともに、慎重な審理が必要であろう、通常、地方裁判所での審理というのは、1人の裁判官による審理が原則であるわけでございますけれども、公正取引委員会が行う独占禁止法の行政処分の抗告訴訟につきましては、1人の単独の裁判官による審理ではなく、3人の裁判官の合議体あるいは場合によっては5人の裁判官の合議体により審理を行うということで、慎重な審理が行われることを担保しようということで制度を作っております。

それから、東京高裁は今度は控訴審という形になるわけでございますけれども、現行は公正取引委員会が行う審決の取消訴訟ということで、東京高裁から訴訟が行われることになっているわけですけれども、東京高裁に特別の合議体というのを設けているわけですが、今後は東京地裁で慎重な審理が行われるということとも併せまして、今後、東京高裁の控訴審においては、特別の合議体という形ではないのですけれども、その3人または5人の裁判官の合議体により審理、裁判を行うことができることを確保するという規定としております。これが行政処分の取消訴訟あるいは不服審査に係る部分の改正でございます。

もう一つの柱が、行政処分を行った後の不服審査ではなく、行政処分を行う前の手続の充実あるいは透明化というところでございます。次に、1枚のポンチ絵の方を御覧いただければと思います。一番左にございますのが現行の手続の概要を絵にしたものでございます。一番右手にあるものが、見直し後の手続のイメージ図でございます。

今、申し上げたいのは、上の段にある処分前の手続、手続の更なる充実・透明化という部分でございまして、先ほど申し上げましたとおり、今後審判が廃止され、公正取引委員会の審決というものがなくなりますと、排除措置命令あるいは課徴金納付命令という行政処分の段階で公正取引委員会の終局的な判断を示さなければならないという状況になりますので、より一層、処分前の手続については充実化を図ろうということで見直しを行った内容が、ここに書いてあるとおりでございます。

まず一つが、処分前の事前通知は現在も行っておりますけれども、その事前通知を行ってから、審査官以外の公正取引委員会の指定する職員が主宰する意見聴取の手続、これは行政手続法でいいますところの聴聞手続とほぼ同様のものとお考えいただければと思いますが、こちらの意見聴取の手続を行うことにしよう、これは指定職員が主宰して、その手続の場において、審査官側から事案の内容についての説明を行う、あるいは、事業者側から質問をしていただく、意見を言うていただく、証拠を提出していただくという手続でございます。そのような聴聞手続に類似した手続を設けようというのが大きな柱でございます。

もう一つが、この事前通知を行ってから意見聴取手続が終結するまでの間、公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠について、謄写についてはちょっと限定がありますけれども、閲覧・謄写を認めようというのが大きな柱の一つでございます。行政手続法の聴聞と若干異なりますのは、行政手続法上の聴聞手続におきましては、資料の閲覧のみが認められているところでございまして、謄写というものに関しては規定が置かれていない状況でございますが、今回の見直しに当たりましては、公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠、そのうち、特に自社の留置物あるいは自社の従業員の供述調書については、この処分前手続の段階に至っては謄写も認めましょうということを法律に盛り込んでいるという点で、手続保障についてはかなり配慮した仕組みになっていると考えているところでございます。

今回の改正法案の中身というのは、先ほど申し上げた不服審査手続の見直し、それから今、申し上げた処分前手続の見直し、この大きな二本が柱でございます。

そのほか、最後に法律案の概要の資料に戻っていただきまして、3枚目の一番下に「第3 附則」で、まずこの法案の施行時期につきまして、この法案、今後、国会で御審議いただくわけですがけれども、公布の日から起算して1年6月を超え

ない範囲内において、政令で定める日から施行するということを予定しております。ちょっと長めの施行期間をとっておりますのは、これまで第一審機能は全部公正取引委員会の審判で行っていた、それから、それを東京地裁に全部移さなければいけないというところがございます。裁判所側の準備にも一定の期間を要するであろうということもございまして、少し長めの期間を確保しているものでございます。

もう一つの点でございますけれども、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続、行政調査手続でございます。立入検査とか従業員から供述を聴取する手続とか、そういった行政調査の手続を行う部分について、我が国におけるほかの行政手続との整合性を確保しつつ、引き続き検討を行う。この法律の公布後1年をめどに結論を得て、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる、この内容が今回、附則に盛り込まれております。

この点につきましては、審判制度の見直しと同様に、各界から手続保障を図るべきという御意見もいろいろみられるところでございますが、実態解明、行政調査の手続というのは、こういう行政処分を行うに当たっての事前手続の場面とは、ちょっと手続の段階が異なるものですから、どうしても事実の解明とかをおろそかにするわけにはいかないものですから、そこのバランスというものも慎重に考えなければならないということで、今回の法案自体に何か盛り込むということではなく、引き続き検討を行うということにされたものでございます。

これは、12月の政務三役による方針によっても、今後中立的な検討の場を設けて、1年をめどに検討を行い、結論を得るということが示されているところでございまして、今後そのような検討が行われるという状況にあるということを最後に御報告させていただきます。

駆け足で大変恐縮でございますが、私からの説明は以上でございます。

伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問あるいは御意見などございましたら、どうぞ御自由に御発言をお願いしたいと思います。それでは、レイクさん。

レイク会員 ただいまの説明、ありがとうございました。パワーポイントを二つ、それぞれ書かれているのですが、裁判所に移す上でも専門性を確保する、複雑な経済事案を対象とし、法律と経済の融合した分野における専門性が必要であるというのは言うまでもないですが、裁判所の方でこの法案を実行する上でどういう手当てをする予定なのか、更に御説明いただけないでしょうか。例えば法律家だけではなくて、経済学者も何人か裁判所の中にしっかりと専門家として用意する計画があるのかなどです。

岩下経済取引局総務課企画官 裁判所の中で具体的に、例えば今、御指摘のございました

経済の専門家をスタッフとして入れるのかどうかということですが、具体的にどのようにされていくのかというのは、比較的限られた時間ではございますが、これから裁判所において具体的に検討していただくという状況でございます。少なくとも、裁判所側あるいは制度的な取りまとめをする法務省の側も含めて、ここについての専門性の確保というのは非常に重要な問題であるという認識は非常に強く持っていていただいているところでございます。裁判官の研修、あるいはこれまで何らかの経験のある人材の確保とか、そういったことも含めて、これから具体的にやっていきたいと話を伺っておりますので、適切に対応していただけるものと考えております。

レイク会員 それは、具体的には何らかの形で発表されたり、この場でも今後説明を受ける機会があるということと理解していいのでしょうか。

岩下経済取引局総務課企画官 裁判所の方で、体制について何らか発表するという事は、私から申し上げることでもないですけれども、おそらくそういうことはあまり想定されないのかなとは思いますが。そこは、実際に法律が施行されて、個々のケースを引き受けていって判断されていく中で、裁判所でちゃんと審理をしていただけるということで、個々のケース、ケースで示されていくことになるのではないかと考えております。

レイク会員 普通はそういうことをしないのかもしれないのですが、大きな変革であり、後で出てくる国際的な連携・協力という意味で、多分、公正取引委員会の皆様も国際社会の競争・政策に携わる関係者の皆様から、今後どうなっていくのかということは注目されているので、その意味で、更にそういう専門性を高めていくために、裁判所でこういうことが行われているのだというのは、少なくとも法務省の皆様にも海外に強いメッセージを発信することが、更に理解を深めていく上で国際社会の中でも大事なのではないかと思いますので、そういうことを一人うるさいのが言っていたということをお伝え願えれば。

岩下経済取引局総務課企画官 わかりました。ありがとうございます。

伊藤会長 どうもありがとうございました。

どうぞ、内田会員。

内田会員 二つ質問があります。

一つは、審判制度が廃止されるということになると、意見聴取手続というのは非常に重要になります。そういう意味では、手続ないし内容の充実が必要であると思うのですが、実際に証拠等について十分な開示がなされるかとか、質問の範囲がどの程度認められるかとか、出された意見をどう評価して、どのように手続を進行するか等重要な論点があります。その辺について、何か運用の指針みたいなもの、またはもう少し詳細な規則的なものを作ることを検討されているのかというのが一つお聞きしたい。

もう一つは、附則の二番目の、先ほど説明がありました行政調査手続についてです。必要であれば所要の措置を講ずるとあり、この点については検討されるということですが、これは何か特別に検討するための組織を作るとか、又はパブリックコメントを求めるとか、又は必要がないということであれば、一切そういうことはやらないのか、何か具体的にプロセスとして考えているものがあれば、差し支えなければ教えていただければと思っております。

山本経済取引局長 まず、一点目の証拠の開示の方ですけれども、今、岩下企画官の方から御説明しましたとおり、行政手続法上の聴聞手続における手続保障の水準を基本としたという仕組みで、今回の意見聴取手続を考えておまして、行政手続法ですと、証拠については閲覧の対象となるのは、「不利益処分の原因となる事実を証する資料」となっておりますけれども、公正取引委員会の今回の仕組みでも同様のものを考えているところでございます。

さらに、意見聴取に当たっては、まず審査官の方から、先ほどポンチ絵で御紹介いたしましたとおり、行政手続法ですと、処分の内容とか認定事実について説明することになっておりますけれども、今回の独占禁止法の処分前手続では、審査官が説明する場において、それに加えて証拠のうち主要なものも説明するということで、手続を充実したものにすることにしております。

二点目の今後の行政調査手続の見直しはどうかということとは、これは先ほども御報告しましたとおり、12月9日の政策会議で昨年発表されました公正取引委員会担当政務三役の方針にも書いてあるのですけれども、中立的な検討の場において、原則として今後1年以内に結論を得るということになっておりますけれども、こういった場になるかというのは、今後また検討が進められていくことになると思います。

伊藤会長 どうぞ、舟田さん。

舟田会員 審判制度の廃止については、2年ほど前から法律学の多くの方々が反対ということの声明を出しておまして、今年1月に入ってからでも反対の意思の声明を出したところですが、今日は、それは繰り返しになりますので、それと違うことを、この法案について半分意見、それから半分質問ということで申し上げたいと思います。

第一点は、事前手続の透明性はどうかという問題で、今日の御説明ですと、概要の3ページ、さっき閲覧・謄写等について行政手続法よりも慎重なことがあるということでしたけれども、これは①、②とも、「当事者は」という主語が入っているわけです。現在の審判制度の根幹は、私は公開性にある、公開性というのは、単なる視認ではなくて、社会的に審議の様子を明らかにする、透明性の要請ということだと思っております。そういう意味で、事前手続の透明性については、どのような配慮がこの法案ではあるのでしょうか。

私、今日配られたものを、少し前に発表されたものを読んでいないということもありまして、何か規定に書いてあれば、その辺の配慮があるかどうか、つまり、事前手続で公開の配慮というのがあるのか、あるいは先にお答えになられたように、今後規則で定めるといふことなのか。もし規則で定めるといふことであれば、当事者だけ、いわば行政庁と処分の相手方だけでこそこそやるというのには、私はいかなものかということを考えておりますので、その辺をお尋ねしたいというのが第一点です。

もう一点は、その事前手続を経て、委員会による合議、そして命令ということになるわけですが、排除措置の命令書にはどんなことが書かれるのであろうか。つまり、これだけ慎重な事前手続をして、その成果は果たして反映されるのであろうかということです。このポンチ絵では、ちゃんとした証拠として出される。私としては、排除措置命令の中でどういう証拠が出されて、あるいは意見申述がありましたから、どういう意見があったのかも入れていただいて、それでこういう命令を出すのだということであれば望ましい。

審決というのには、この10年といいますか、次第に私どもの要望を入れていただいて、非常に詳細かつ説得しようというのが出ていたと思いますけれども、それに比べて排除措置命令は、簡単な事実と法の適用、そして命令、内容ということですが、もしこういう審判手続がないとなりますと、今、言ったように事前手続を反映したような排除措置命令の内容にしていきたいなと思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。その二点です。

伊藤会長 よろしくお願ひします。

山本経済取引局長 御質問どうもありがとうございます。

まず一点目の、審判の公開との関係ですけれども、先生御指摘のとおり、平成17年の改正前は、事前の手続としての審判、平成17年の法改正で事後審判としての審判となったわけですが、いずれも審判ですから公開でやってきたわけですので。審判というのは非常に慎重な手続で、公開性をもってやる、そして、第一審的な役割を与えられてきたものだと思っております。それが、今回の審判制度の廃止ということで、その役割が東京地裁の裁判、これはもちろん公開の場で行われることとなりますけれども、移るといふことですので。

他方、今回の処分前手続というのは、あくまで処分前の手続ということで、手続の更なる充実、透明化を図るために、証拠の閲覧なり証拠の謄写、それから質問ができる。いろいろな規定を置いて、行政手続法上の聴聞の水準を踏まえた手続にしておりますけれども、他方で証拠の閲覧等になりますと、独占禁止法の事件の証拠というものは、事業者の秘密なりにかかわるものが非常に多く入っております。そういった意味で、今回の意見聴取の事前手続においては、意見聴取自体は第三者に対しては公開しないということを考えております。

二点目の意見申述なり証拠の提出が排除措置命令なりにどう反映されるかという大変難しい御質問をいただいておりますけれども、この意見申述を口頭なり書面で行い、またそれを支える証拠というものを会社の方から出してこられる仕組みというのは、実は平成17年の法改正で現在の事後審判にしたときに、事前の処分をする前に、今回の法案よりはもう少し軽い形の処分前手続ですけれども、ここでもやはり会社側が公正取引委員会から排除措置命令案の説明を受け、それに対して意見を申し出、更に証拠を提出する機会というものが与えられていたわけです。

ですから、その仕組みは平成17年と今回と、意見を申し出る、若しくは証拠を提出する機会が与えられるという点は変わるものではないわけです。その排除措置命令がどうあるべきかというところにつきましては、これは今、先生がおっしゃった審決とは違って、あくまでも行政処分としての排除措置命令ですから、その排除措置命令として必要なものは書くという性格のものですけれども、それをどう充実するかということは、いつも課題としているところでございます。

伊藤会長 村上会員。

村上会員 審判の是非については、内閣府の基本問題懇談会以来、ずっと議論されたテーマなので、大体論点は詰まっていると考えています。

それで、やはり行政処分を下した同じ行政庁がもう一回審査を行うというのは、行政手続上あり得ない、本来あるべきではない手続なのであって、それを事業者が本気で争おうとした場合には、事前に結論が決まっているというような手続になるので、存在すべき制度ではないと考えられます。そういう意味で妥当な結論になったのかと思います。

それから、先ほどレイク会員から質問ありましたように、競争法の世界では100か国以上が競争法を導入していますけれども、国際的に見ても、行政審判というのは、これでアメリカの片隅にしか残っていない、非常に奇妙な制度だという位置付けになります。第三者機関が正式に再審査するというのが国際的な手続であって、日本も国際的な手続に合致させるという、基本的な流れはそこにあると思います。

それから、舟田会員が言われたように、もちろん、意見聴取手続をきちんとやるということは、違反があったかどうかの事実認定とか法の解釈、それから、相手方が争ったことに対する回答について、事実及び法律問題の回答も詳しく記載するというのが、むしろあるべき姿なので、これから手続が変わった後の運用としては、命令内容については、是非きちんと詳細に書いていただきたい。

これも不思議なことではなくて、既にEC委員会の決定というのは、事前手続、事前聴聞手続を採って、事案に応じて、詳しい法律上の意見表明と事実認定をしているので、基本的にはその決定書、命令書に沿う形で運用してもらえれば、そ

れで十分足りるのではないかと考えています。

それで、むしろ今日楽しみにしてきたのは、内閣府の基本問題懇談会に続けて論陣を張らせてもらいたいということで、テーマは裁量型課徴金になります。内容は、委員会に対する要望になります。本年1月から排除型私的独占と優越的地位の濫用については、現行課徴金の対象行為とする。これはこの1月から実現しているわけです。それから、今回の改正で行政審判の廃止が実現する見込みになっています。

それで、残る手続法上の大きな課題としては、これは私の意見ですが、現行の確定金額算定方式の義務的課徴金というのは、日本にしかないタイプの行政制裁金であります。ほかの国は、すべて制裁金については、上限金額なり上限方式の裁量性を持つ裁量型課徴金というものを導入しています。したがって、ほかの国で導入している裁量性のある制裁金というのは、当然日本でも入れるべきだと思いますので、それを真剣に検討していただきたい。というのは、使い勝手が良いとか悪いの議論ではなくて、経済法というのは多様な経済活動を規制対象とする法律でありますから、そういう多様な行為を規制するとき硬直的な制裁制度というのは、その経済法の本質に反するような制裁制度であると評価されるものでありますので、そういう意味で裁量性を持つ課徴金というものを是非導入していただきたい。

今まで導入することが難しかったのは、本質的に不公平な審判制度があるということで、そういう適正手続の保障が全くされていない審判手続の下で、裁量性のある制裁金を入れているのはおかしいではないかというのが今まで最大の障害になっていたわけです。したがって、今回その導入に向けての最大の障害というのがなくなるわけであります。

とはいえ、日本の行政庁にそんな裁量性のある制裁金など、与えて大丈夫かという議論は、昔からある有力な議論なので、直ちに欧州型の行政制裁金というのを入れるのは難しいかと思っています。ただし、現在でも上限金額を関連商品の売上額の20%とするというのは、もう既に実現している内容であります。それならば、実質的な制裁金額の水準を現行法制と同一程度にとどめるという裁量型課徴金を入れることは、それほど世の中の的に抵抗が強い話ではないと思われず。

実は、この点は内閣府基本問題懇談会においても同じことを主張して、濱田委員を含め、ここにいる委員のうち、少なくとも4～5人はそのメンバーだったわけで、その議論の内容になりますけれども、最終的には塩野座長の裁定で決まったわけです。そのときの論拠というのは、肝心の公正取引委員会が望んでいない、又は使いこなせる自信がないという武器、そんなものを与えてどうなるのだというのが塩野座長の裁定であって、私はその当時としてはそれはある程度根拠のある判断だろうと思います。

それと比べて、今は大きく事情が違っているのもあって、もう既に排除型私的独占とか、その他に課徴金が導入されていますし、審判もこれで廃止になる。そういう意味で、裁量型課徴金の導入については、是非積極的な方向に方針転換してもらいたいというのが今日の要望事項で、しかもこの点については、ほかの法分野でも同じなので、金融商品取引法などについても裁量型課徴金導入の必要性というのは、これは同じような状況にあるわけで、そういう分野からみると独占禁止法が先行して裁量型課徴金を導入することは、むしろ期待されている状況にあります。そこで、ここまで手続法の改革が進んできたので、裁量型課徴金については、是非真剣に検討方、お願いしたいというのが意見内容です。

伊藤会長 御意見ですけれども、何かそちらの方からはよろしいですか。

(「はい」と声あり)

伊藤会長 それでは、ほかに何か御質問。では、森本会員。

森本会員 二点質問させていただきます。

国会提出段階ですので、御無理な場合にはやむを得ないと思いますけれども、先ほどのレイク委員の意見と関連いたしますけれども、従来、証拠は基本的には公取が採用するものが原則になるというかたちで、裁判所と連携したわけですが、今後はすべて裁判所が第一審からやるということですので、いろいろな面でこれまでと、裁判所との関係がどのようになるかが不明確ですけれども、裁判所とこれまで人的交流も含めて、どのような連携をなさってきたのかという事実と、今後、公正取引委員会としては裁判所とどのように連携を、今までと同じなのか、変わった形でしょうとされているのか、その点をまず第一点お聞きしたいと思います。

第二点は、茫洋とした質問になって恐縮ですけれども、昨年は消費者庁が設けられて、公正取引委員会の権限がやや縮小したし、今回、審判制度の廃止ということで、公正取引委員会の権限がやや質的に制限されたというかたちで、ある面からみると公取の存在が後退した、縮小したとみられかねないわけですけれども、この10年間、とりわけ平成二けたになってから、公正取引委員会が日本の公正・自由な競争秩序の維持に果たされてきた役割は非常に大きいし、今後ますますその機能が拡大すると期待される所は大きいと思います。

こういう制度改革を、先ほど村上先生がおっしゃったこと、すべて私の意見というわけではありませんが、例えば弾力的な運用をする、あるいはうんと厳格にやるという中で、今年はまだ仮定の話ですけれども、去年からのこういう制度改革によって、公正取引委員会の機能あるいは役割がどのような形で国民生活、さらには公正かつ自由な競争の秩序の維持に役立てようとしているのか、そこら辺の基本方針を、今日が無理なら、また近いうちに、それが先ほどの村上会員の要望事項に対する回答になるかわかりませんが、しかるべきときにお教え

いただけたらありがたい。以上でございます。

伊藤会長 最初の質問は、すぐ答えられると思いますけれども、二つ目はどうですか。

山本経済取引局長 御質問どうもありがとうございます。森本会員から二つ御質問いただいて、一つは、裁判所との連携の話でした。

裁判所との連携ということではないと思いますけれども、現行、公正取引委員会は審判手続をやっております、従来から審判官については法曹資格者を多く充てるべきだということで、弁護士の方なりを採用したりしているわけですが、その一つとして、裁判所からも出向して来ていただいている方が現在では2名おります。そういった裁判所から審判官として来られている方はいらっしゃいます。

ただ、連携ということでは、今度、審判制度が廃止されますと、私どもの立場が従来とは違いますので、裁判所との関係でもいろいろ問題があろうかと思いません。連携というよりは、先ほど申し上げたように、裁判所で必要な態勢を整備していくということを考えていかれるものだと思っております。

二点目の、今回の審判制度廃止によって公正取引委員会の役割が変わることはないかという御質問ですが、今、御紹介いただきましたとおり、平成17年の大改正を初め、昨年改正と、公正取引委員会が違反行為を抑止するに当たっての執行力を強化するための各種の改正が行われて、例えばリエンシー制度が導入されたり、私的独占、更には一部の不公正な取引方法に対しても課徴金の対象にするといった各種の改正が行われて、かなりグローバルスタンダードを意識した改正が進められてきているわけです。そういった執行力の強化が行われてきたところです。

今回の改正は、従来、公正取引委員会が営んでいた第一審的な機能を、今後、東京地方裁判所がその役割として担うということですから、今、森本会員がおっしゃった公正かつ自由な競争を促進するという公正取引委員会の役割や機能というのは変わるものではございませんで、平成21年、昨年の法改正で、今年1月から施行しております独占禁止法によって、違反行為については厳正に対処していくということは今後とも進めていきたいと考えております。

伊藤会長 ほかにどなたか御発言ありますか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

伊藤会長 それでは、二つ目の議事に移りたいと思います。続きまして、中小事業者取引の適正化に関する最近の取組状況について、まず杉山取引部企業取引課長から御説明をお願いしたいと思います。

杉山取引部企業取引課長 取引部の企業取引課長を務めております杉山と申します。よろしく願いいたします。

私の方から、二番目の議題、中小企業の取引の適正化に関する最近の取組状況

ということで御説明させていただきたいと思います。お手元に独禁懇資料 185-2 という縦長の「中小企業取引の適正化に関する最近の取組状況」というペーパーがあると思います。このクリップを外していただきまして、ポンチ絵みたいなのが3枚ほど後ろに付いております。基本的な枠組みを記したポンチ絵でございますが、これを最初にさっと触れさせていただきまして、その後、このプログラムとその進捗状況について説明させていただきたいと思います。

まず、後ろに付いておりますポンチ絵でございますが、「下請代金支払遅延等防止法（下請法）の概要」という1枚紙がございます。

御案内のとおりでございますが、下請法は、下請取引の公正化・下請事業者の利益の保護を図るため、下請代金の支払遅延、あるいは受領拒否等の親事業者の不当な行為を禁止している法律でございます。独占禁止法でも、不公正な取引方法の一つとして、優越的な地位の濫用という行為類型が規定されているわけでございますが、これを更に適用対象と違反行為類型をカテゴリカルに規定しまして、更に手続につきましても、独占禁止法に比べて簡易・迅速な手続を規定するというので、こういった下請取引に関する違反事件を簡易・迅速に処理できることを目的として作られた法律でございます。

1の目的の下、2の親事業者、下請事業者の定義がございます。一定の適用対象についても非常に機械的に規定しているところでございます。

(1)は、製造業の製造とか修理委託、それからプログラム、運送、情報処理に係るものが第一類型でございます。こういった委託取引につきまして資本金3億円というのを一つの基準としまして、親事業者と下請事業者に区分して、当該親事業者の違反行為につきまして、迅速に適用できるようにしているということ、もう一つの基準として1000万円基準というのがあるわけですが、そこで親と下請に分けまして、親事業者の違反行為について簡易・迅速に摘発、取り締まるということを行ってきているわけでございます。

それから、(2)の類型、(1)以外の情報成果物作成委託ないしは役務提供委託取引についてでございますけれども、これは5000万円というのを一つの基準としまして、資本金5000万円で親事業者と下請事業者と分けて、親事業者の下請事業者に対するしわ寄せ行為のようなことを簡易・迅速に規制するという体系になっております。1000万円基準については(1)と同様です。

右側に移りまして、三番目の親事業者の義務及び禁止行為ということでございますが、下請法では、親事業者につきまして、規制が簡易・迅速にできますように、四つの義務をここに掲げています。書面の交付の義務、書面の保存の義務等々、四つの義務を課している、一方で、行為類型についても、先ほど申しましたように明確に規定し、規制が発動しやすくしているところでございまして、具体的には、アからサまでの11の行為類型、受領拒否とか支払遅延の禁止、あるいは減額

の禁止等を規定しているところでございます。

調査、手続的なところでございます。これは、実は中小企業庁、公正取引委員会、双方がある基本的な書面調査と申しますか、書面を親事業者及び下請事業者に送付しまして、そこから違反の有無を確認して、違反がある場合にはそれに基づいて更に調査を行っていく。それで違反が確定した場合には、勧告という名の法的措置を講じていく、原状回復を講じていくという体系になっております。

次の「下請法の運用状況」という横長の紙を御覧いただきますと、最近の状況が記載されているところでございます。

定期調査の充実でございますけれども、親事業者及び下請事業者に対して、先ほど申し上げましたように定期的に書面調査を実施しているところでございます。例えば平成 21 年度におきましては、親事業者 3 万 6000 社に対して、あるいは下請事業者 17 万 6000 社に対して書面を送付しまして、違反行為の積極的な探知・発見に努めているところでございます。

違反事件の処理状況が下の枠組みで書いてございますけれども、平成 20 年度におきましては、先ほど申しました法的措置であるところの勧告を 15 件、それから指導として 3,000 件余りの措置を行っている状況でございます。勧告 15 件という数はいろいろ評価が分かれるところでございますが、ここ数年、4 件、10 件、11 件、13 件、15 件と年々増えてきている状況になってきております。

細目的なところは省略させていただきます、最後の 3 枚目の紙でございます。「優越的地位の濫用に対する公正取引委員会の取組」という 1 枚紙、ポンチ絵でございます。これは、冒頭御説明申し上げましたように、下請法というのは、独占禁止法の優越的な地位の濫用という補完法的な立場に立つわけでございますが、下請法が適用にならないような分野が当然存在するわけでございます。先ほど申し上げましたように、下請法の適用対象は基本的には委託取引でございます。親事業者が下請事業者に対して仕様などを指定しまして、それに対して下請事業者が製品を製造し、ないしは役務を提供し、それを親事業者に対して納入ないしは提供するといった取引形態でございます。そういったものを主として規制の範疇に入れているわけでございますが、それに入ってこない取引というのは、当然世の中にはたくさんあるわけでございます。

その中の典型としまして、一つは左の上の四角、小売業における公正な納入取引の確保という枠がございます。納入業者が大規模小売業者に対して物品を納入する、こういうものは、一定の部分を除きましては下請法の範疇に入ってこないわけでございますけれども、こういう取引が一つあるということ。

それから、一番下でございますが、これが貨物のトラック事業者との関係で、通常荷主は非常に強い立場に立つわけでございますが、これも下請法の範疇に入ってきません。ただ、特に小売業の納入取引、ないしは荷主による貨物事業者

対する不公正取引につきましては、これまでも問題が非常に生じやすかったところもございましたので、独占禁止法に基づきまして、特別の取引形態におきまして、カテゴリカルに規制権限が発動できるように特殊指定をしているわけですが、その対象になっているということでございます。それについても、併せて中小企業取引の公正化という観点から執行を行ってきているところでございます。

右が違反事件の処理ということで、典型的にはこんな事件がございますということで、四つほど掲げてございます。一番上は、セブン・イレブンの事件、記憶に新しいところでございますが、一番下、ヤマダ電機の事件を掲げさせていただいております。

こういうものが基本的な枠組みになるわけでございます。それでは、本体に戻らせていただきます。中小事業者取引公正化推進プログラムの実施状況等についてということでございます。これは、前回の独禁懇の場で参考資料として配付させていただきました。前回、残念ながら御説明する時間がございませんでしたので、御説明は省略させていただきましたけれども、今回、こういう機会を得ましたので、中身を簡単に触れさせていただきつつ、進捗状況を御説明させていただきたいと思っております。

冒頭の第二段落目でございますが、昨今の厳しい経済環境におきまして、先ほど申しました下請法にいうところの下請事業者だけではなく、広く中小事業者が依然として厳しい対応を迫られている状況にある、このため、厳しい経済状況において取引先事業者、特に取引先大企業との間で不当なしわ寄せを受けやすい中小事業者全般について、その取引の公正化を一層推進するため、中小事業者取引公正化推進プログラムを作成することにしまして、昨年11月18日にこれを公表したところでございます。現在まで、以下のような政策を実施してきているわけでございます。

このプログラムの特徴としまして、下請法でいうところの下請事業者だけではなくて、中小企業取引全般につきまして、公正な取引方法の観点、優越的な地位の濫用の観点も含めまして、公取として総合的にどういった施策を打ち出せるか、そういったものをパッケージにしたものとお考えいただければと思っております。

アプローチの仕方としては、四通り考えられるわけでございます。すなわち、大企業向けの施策、それからしわ寄せを受ける中小企業向けの施策、これが一つの縦軸になりまして、横軸として、予防行政、相談行政的なアプローチ、もう一つは、私ども公正取引委員会の中心的なところでございます法執行でございます。法執行による違反行為の排除、そういった二掛ける二の四通りのアプローチが考えられるわけでございますけれども、これに従ったような配置をさせていただいております。

第1から第4まで四つの施策のカテゴリ分けがなされているわけですが、第1として、中小事業者の立場に立った相談・広報、これはどちらかというと、中小事業者向けの相談とか予防行政対応のアプローチという観点で整理させていただいているところでございます。

それから、第2 大企業・親事業者のコンプライアンスの推進というところでございます。これは、大企業向けの相談対応、予防要請対応というアプローチの観点で整理させていただいているところでございます。

それから、第3 下請取引以外の中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野に係る特別調査ということでございます。中小事業者の声を拾うところに力点を置いている施策分でございます。

それから、第4としまして、違反行為に対する重点的かつ効率的な対応ということで、これはもちろん執行面でのアプローチでございます。

1ページに戻っていただきまして、まず第1 中小事業者の立場に立った相談・広報ということでございます。

一番目としまして、公取委による中小事業者のための移動相談会を実施するところでございます。これはどういうものかといいますと、中小事業者からの要望に応じまして、中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出張しまして、独占禁止法上の優越的な地位の濫用規制、あるいは下請法の規制につきまして、基本的な内容をわかりやすく説明することとともに、個別の相談受付を行う、場合によっては事件につながるような相談もあると思いますけれども、そういった相談受付を行うということでございます。

現在までのところ、全国で33か所、北海道から九州まで万遍なく実施させていただいているところでございます。ホームページとか各種中小企業団体さんに広報をお願いし、場合によってはダイレクトメールなども送って積極的に広報に努めたところ、33の申込みがございまして、そこに対して職員を派遣して説明させていただいているという活動でございます。

下請法違反ないしは優越的な地位の濫用の違反行為というものにつきましては、その違反行為の性質上、申告といいますか、被害を受けている方からの申出というのはなかなか期待できないところがございます。そういったところもあって、先ほど下請法の中では書面調査を積極的にやっているわけでございますけれども、こういった取組、当委員会の職員が積極的に向いて行って中小事業者の方の意見を聞きに行くということも、その一環として積極的にさせていただいているところでございます。

それから、中小事業者専用相談窓口の設置が二番目にございます。実は、公正取引委員会の本局ないしは地方事務所におきましてもそうなのですが、執行の部署、あるいは相談を受ける部署、あるいは先ほど申し上げました下請法の

担当，優越的な地位の濫用について相談を受ける担当，これはまちまちで分かれております。そういったことで，特に中小事業者さんからは非常にわかりにくいという話もないわけではなかったというところもございましたので，これをワンストップサービスといいますか，まずここに掛けていただければ，適宜適切な窓口におつなぎしますといった意味での専用窓口を設けさせていただいたものでございます。

三番目，下請法紹介動画配信等の実施ということでございますが，30分前後のドラマ仕立ての下請法の紹介ビデオでございますけれども，これをホームページ上で閲覧できるようにしたところでございます。ふだんお忙しくて，講習会とか説明会になかなか参加できないという中小事業者さんのために，それを見ていただければ下請法の内容がわかりますよというところで動画配信させていただいているということでございます。

それから，第二の大企業・親事業者のコンプライアンスの推進でございます。2ページ目でございます。

一番目，業種別講習会の実施ということでございます。これまでも大企業向けのコンプライアンスを目的としました講習会というのは，幾度となく実施しているわけでございますが，今回，特にこれまで違反行為が散見された業種，あるいは各種実態調査で問題が認められた業種を中心に，この優越的な地位の濫用規制，下請法について業種ごとの実態に即した，わかりやすい具体例を用いることによって説明することを眼目としまして，業種別講習会というものをこれまで16回開催しているところでございます。

4ページ目にその一覧表を掲げさせていただいているところでございます。コンテンツ業界向け，コンテンツといっても，ソフトウェアとかテレビ番組関係，特に下請法を中心とした説明，それから，製造業者向け，これは基本的には下請法でございます。それから，物流事業者と取引のある荷主向け，先ほど申し上げました物流特殊指定の関係を中心とした説明会となっております。それから，金融業界向けといった形で，これまで実施しておりますし，また今後とも業種を定めた形で継続的に実施していきたいと考えているところでございます。

それから，親事業者に対する下請法遵守のための年末要請の拡充ということで，二番目に掲げさせていただいています。これまでも年末の金融繁忙期を控えまして，毎年11月ごろを目途に，公正取引委員会と経済産業省の連名で，親事業者あるいは事業者団体に対して下請法の遵守方の要請を依頼しているところでございますけれども，これを例年の2万名，2万社から，3万社に拡大した。かなり広範にわたって要請を行ったといったものでございます。

また，年度末，すなわち3月でございますが，やはり金融繁忙期で下請に対する不当なしわ寄せが生じやすいというところもございましたので，600の関係事

業者団体に対して、同じく公正取引委員会委員長及び、経済産業大臣連名で再度要請を行っているところでございます。

次に、第3の特別調査、これは先ほど申しました二つの特殊指定に係る分野、すなわち、大規模、それから荷主と物流事業者の取引に関する書面調査を実施したということでございます。詳しい説明は、省略させていただきます。

それから、第4 違反行為に対する重点的かつ効率的な処理というものでございまして、一つは、「優越的地位濫用事件タスクフォース」の設置でございます。これは、優越的な地位の濫用事件について専門的に調査する部署を審査局に設置しまして、その調査を効率的かつ効果的に行っていくといった体制をとったということでございます。11月18日、このプログラムが公表されたときに発足しまして、現在まで問題事案の審査に当たってきているところでございます。

それから、二番目の項目、下請法上の問題の多い業種等への監視の強化でございます。過去に違反が多くみられた業種などの5業種を選定しまして、これに対して実地調査、実際に親事業者のところに出向いて行って、帳簿とか書類を検査するわけですが、その実地調査の割合を増やして、特にこの5業態について重点的な調査を実施しているところでございます。

それから、三番目、勧告事件に係るフォローアップ調査、これは、下請法の勧告事件でございますが、17年度から19年度に勧告を行った中から4案件を選びまして、これまでのフォローアップ調査を実施しているところでございます。

それから、四番目、下請法違反事件に係る情報収集の取組の拡充ということでございまして、下請業者向け書面調査、先ほど申し上げました書面調査でございますが、これを平成19年度の16万名から、平成20年度におきましては4万名増やして20万名発送し、積極的な違反情報の収集に努めてきているところでございます。

以上が11月に発表しましたプログラムと、その後の進捗状況を中心としまして、これまでの中小事業者取引の適正化に関する取組ということで御説明させていただきました。私の方から説明は以上でございます。

伊藤会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見等ございましたら発言していただきたいと思っております。どうぞ。

三村会員 御説明ありがとうございました。

優越的地位濫用に関する問題は、おそらく現状、深刻になっているのではないかという印象を受けております。下請法に関しての今の取組につきまして、私もこの点について、よくやっているといると思うのですが、先ほどの優越的地位濫用における小売業、サービス、荷主、特に小売業における問題は、かなり潜行して問題があるような感じがいたします。

実は、どういうふうに取り組んでいただくかということもあるのですが、問題

ある案件を取り上げて、それに対してきちんとした法律上の処分をしていただくことと同時に、フランチャイズ本部に関する問題につきましても、例えば象徴的に出ることによって、このようなビジネス分野における問題というのがいろいろな形で広く議論されたり、問題点についていろいろと討議されたり、研究されたりという状況がございます。

そういたしますと、例えば調査ということが相当に有効なのではないか。もちろん、非常に問題のある案件を取り上げて、それに対して、こういう法律上の対象にすることと同時に、調査しながら、これについて基本的に公正取引委員会がウォッチしていることをみせていただくだけでも、私はかなりインパクトがあると思っております。

先ほどの御説明の中で、特別調査というかたちがあるのですが、一般的な特別調査という形だけではなくて、例えば食品分野は非常に深い問題があったりしますので、そういったところに少し焦点を合わせながら特別調査をかけていくということがもしお願いできれば、ありがたいかなということがございます。

それから、フォローアップ調査というのは、おそらくまたこれも非常に重要なのだらうと思いますが、なかなか体制が難しいと思いますが、過去にあった大きな案件等につきまして、またそれがどう改善されているかについて、例えば少しフォローアップ調査をしていただいて、それを公表していただくということを繰り返していただきますと、こういった分野は独占禁止法に対する認識を深めるというのがなかなか難しいところも、中にはあるかもしれないのですが、それがいろいろないい機会になる感じがいたしますので、もしそういうことが可能であればお願いしたいと思っております。以上です。

伊藤会長 どうぞ。

杉山取引部企業取引課長 まず最初の、特に小売業において問題がまだ非常に根強く残っている、潜行しているというお話でございました。先ほどちょっと御説明申し上げました優越的な地位の濫用に対する公正取引委員会の取組というポンチ絵のところ、先ほど説明を割愛させていただきましたけれども、具体的な違反事件としまして、こういった事件を処理していますというものが、たまたま四つ掲げてございますが、これは実は皆、フランチャイズも含めた小売業関係ということでございます。

優越的な地位の濫用に関する法執行の面の意味におきましては、特に小売業分野における問題というのは今までも非常に大きかったということで、力を入れてきている分野でございまして、これまでも法執行の7~8割は大規模小売業が占めている状況でございます。こういったかたちで法執行を進めてきたところもございまして、もちろん、問題としてはまだ根深く残っているところはあるかもしれませんが、徐々にその問題が少なくなっているのかなと考えている

ところでございます。

もう一つ、特に焦点を当てた形で、実態調査を実施されたいかがかというお話もございました。私どもは、優越的な地位の濫用の観点でも、特に私どもの所属している取引部で、その方面からこれまでさまざまな実態調査を実施しております。近年でも、ちょっとずれてしまうかもしれませんが、例えば金融の分野、あるいは先ほど少し出ましたコンテンツの分野における実態調査等々も実施し、それに対して問題点の指摘、競争政策上の対応などを世に発表するという取組も行ってきているところでございます。

それから、大規模小売につきましても、実は平成17年とか19年といった段階で、その時々で調査した結果を取りまとめて公表させていただいております。例えば17年と19年の結果を比較しますと、ある特定の類型に絞って御紹介申し上げますと、これが例えば三分の一レベルまで減少しているという状況も伺われるところでございます。そういった数々の多様な取組をさせていただいているところでございますが、また今後ともいろいろと御示唆、御助言を得ながら、こういった方面に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

伊藤会長 よろしいですか。

では、高橋会員。

高橋会員 相談会の実施に関してお伺いしたいと思います。

相談会は、多分、効率的、効果的に行われてきていると思うのですが、センサー機能的な役割として企業取引課がおやりになっている部分があるのではないかと、お話を伺いながら感じていました。

そうしますと、例えば移動相談会の場合、全国で33か所、あと追加2回ということですので、5か月で35回ということは、週に1~2回やっていらっしゃるということだと思います。どのぐらいの相談があったのか。相談件数とか地域の選定があったのか、あるいは中小事業者からの要望など、地域に偏りがあったのかどうか分かりませんが、その点、それから、内容的にどのようなものが多かったのかということ、少し概括してお伺いしたいと思います。

以前からソフトウェアとかテレビとかアニメ、コンテンツ関係の事業者に関することを申し上げてきているのですが、そういう事業者団体からの申出があったのかどうか、その辺も併せてお伺いしたいと思います。

杉山取引部企業取引課長 中小事業者のための移動相談会に対する御質問ですが、実はこの移動相談会につきましては、先ほども少し申し上げましたように、中小事業者の個別相談の部分も含んでおります。そういう中で、それが違反事件の申告といえますか、情報源にもなるところがございしますので、今はまだ何も現れてきていませんけれども、事件になった場合に、逆にこれを余り詳細にブレイクダウンしたものを公表してしまいますと、その情報源を明らかにしてしまうことにもつな

がってしまいますので、詳細の公表は控えさせていただいているところでございます。

ただ、開催場所等々につきましては、先ほども少し申し上げましたように、北海道から九州まで全国万遍なく開催させていただいているところでございます。その開催場所の選定につきましては、こちらから指定しているわけではございませんで、あくまでも中小事業者ないしは事業者団体の要望に基づきまして、こちらから出向かせていただくという形態を採らせていただいております。

コンセプトとしては、本来的には本局なり地方事務所なりが存在しないところで、ふだんなかなか手が届きにくいところにこちらが出向いていくというのを一つのキーコンセプトにしておりますので、なるべく地方中核都市以外のところで開催させていただきたいというところがあります。実際に地方中核都市以外のところでの開催が非常に多くなっております。

業態別にみますと、余りブレークダウンしたことは申し上げられないところでございますけれども、製造業関係あるいは運輸関係、先ほど申しました物流特殊指定の関係の説明を求められるケースが多くて、運輸業関係、それから、コンテンツ関係もいくつかみられるところでございます。こんなところで答えになっていきますでしょうか。

高橋会員 詳細をお願いしているわけではなく、せっかくやっというので1回開催するとどのぐらいの方がいらっしゃるかと、そういう内容もお聞きしたい。

あわせて、2ページ目に親事業者向けのコンプライアンス推進のための産業別講習会もやっというところがありますが、こちらは事業者からの要請というよりは、必要と思われる産業に注視してやっというのかなと思っております、その辺御説明いただけたらと思っております。

杉山取引部企業取引課長 まず、移動相談会に平均どのぐらいの人数が集まっているかということでございますけれども、これは会場によって様々でございます。3名ぐらいのところから、多いところだと100名といったところまでございます。平均しますと、通常の事業者団体とか普通の業界の集まりの定例的な会合の場に出向いて説明させていただくケースが多うございますので、そういった場合は20とか30でございます。あまり大きくなってしまいますと、個別相談という雰囲気もなくなってしまいますので、むしろ10とか20ぐらいが適正な規模かと、実施する側としては考えているところでございます。

それから、業種別講習会の御質問でございますが、業種別講習会につきましては御指摘のとおり、こちらから、この都市で開催させていただいておりますので、御希望される社は申し込んでくださいというかたちで、ホームページ上で公表し、あるいは、中小企業団体さんに広報をお願いしているところでございます。本来的にはそうでございますが、中には、こちらから特に会社を指定して、どこの会

社か、あるいはどういう指定をしているかというのは置かさせていただきますけれども、ダイレクトメールでこちらに参加しませんかという御案内をさせていただいている社もございます。

伊藤会長 齋藤会員。

齋藤会員 親事業者ということで資本金で分けていらっしゃるけれども、これがどうしてなのかを御説明いただけますか。というのは、発注した人間と受注した者と、その力関係というのは、資本金によってあまり変わらないような気がするのですが、それを分けていらっしゃる理由を教えてくださいと思います。

今回のこのようなことを逆手にとるケースもあるということをちょっと申し上げておきたいのです。私どもがソフトウェアの開発を発注いたします。いろいろな不具合があるので、なかなか検収ができない。先方の決算にまたがる状況となり、検収を早くしてほしいと言われました。こちらの方はまだ検収できるような状況ではないと言って突っぱねると、ではもう開発をやめますという捨てぜりふを吐かれたことがございました。これは資本金の金額の多寡ではなくて、どちらが力を持つかという力関係でした。そういう逆手にとってくるような者もいるということ、ちょっとお心にとめておいていただけたらと思います。

杉山取引部企業取引課長 まず、なぜ資本金区分で親と下請を分けているかということでございますけれども、一つの考え方としまして、中小企業基本法に資本金区分で大企業と中小企業に分けているという実態がございます。その中で、この3億円という基準も、同じく中小企業基本法でいうところの大企業と中小企業の分け方の基準になっております。

私ども、いろいろな手法はあり得ると思います。本来的には、優越的な地位の濫用を規制していくことに眼目があるわけでございますけれども、その中で規制対象をどう分けるかという問題だと思えます。それを客観的な基準で迅速に規制権限を発動していくという観点からは、何らかの数値基準があった方がよかろうということで、最初にこの下請法が制定されたころから、この資本金基準で規定しているところでございます。その後、中小企業基本法自身の資本金基準が1億から3億、1億円の前はもっと低かったわけでございますけれども、年を経るごとに基準額自体が上がってきているわけでございますが、それに合わせて、こちらの方も上げてきているところでございます。

今おっしゃられましたように、では、この資本金基準だけで本当にいいのかというところは、私どもも当然問題意識を持っているわけございまして、そういった下請法がなかなかかぶってこない世界でございます。例えば資本金からしたら、小さいところが大きなところとの取引において、実は強いということは当然あり得るわけでございます。例えば特定の製品について知的財産権を持っているケースが典型的に考えられるわけでございますけれども、そういった部分につき

ましては、優越的な地位の濫用、独占禁止法本体に戻って規制の発動が可能かどうかを検討していくことになると思います。

伊藤会長 よろしいですか。ほかに何か御質問。

森本会員 独禁懇資料2の中小事業者専門相談窓口について質問させていただきます。

おそらく去年11月18日以降、3か月ちょっとで3,500件の相談があったということ、あと年間で1万件を大きく超える相談があったということで、内容は千差万別なのでしょうけれども、私、業種別の問題もありますけれども、全国レベルの問題とともに、こういう問題については地域性というか、地方性も相当あるように思います。

したがいまして、本局の場合とともに、各地方事務所、支所辺りで地域的に特徴的な相談とか、いろいろなことがあるかと思しますので、これにつきましては、1年経った段階なのかどうかは知りませんが、少し精査されて、全国区の問題がとりあえずは重要な課題となるのでしょうかけれども、地域的なところについても目配りして、いろいろときめ細かな対応を、こういうところの情報を基礎にやっていただければありがたいと思います。御尽力、敬意を表しますけれども、なお一層頑張ってくださいということです。

一つ、せっかくですから、本局と地方事務所で、この3,500がどのぐらいの割合か分かれば、ちょっとお教えいただけたらと思います。もう少し詳細なデータは一年後で結構ですが。

杉山取引部企業取引課長 すみません、今、本局と地方で分けたデータを手元に持ち合わせておりませんので、また何らか発表できるような段階で整理させていただきたいと考えます。

伊藤会長 ほかによろしいですか。

(「はい」と声あり)

伊藤会長 それでは、最後の案件に入りたいと思います。続きまして、国際的な連携・協力に関する最近の状況について、まず山田官房国際課長から御説明をお願いしたいと思います。

山田官房国際課長 官房国際課長の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元資料独禁懇185-3というナンバリングが付いてございます国際的な連携・協力に関する最近の取組ということにつきまして、資料に基づいて簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず、連携なり協力という言葉がございますが、実は多義的と申しましょうか、意味がいろいろございます。例えば、ある共通の事件を幾つかの当局が力を携えて取り組んでいくというのも協力でございますし、他方で、歴史の浅い競争当局に対して技術支援のようなものを行う、これも協力でございます。したがいまして、協力というのはいろいろございますし、例えばアメリカなりEUといったと

ころとの一対一の協力関係もございますし、またOECDといった多国間、複数の国から構成されるところでの協力もございますので、今回のこの資料では、まず二国間の協力関係と多国間の協力と分けて作ってございます。また、二国間につきましても、執行上の協力関係と技術支援という分け方にしてございます。

ページ数が小さくて恐縮でございますが、2ページ目の二国間の協力関係で、三つの項目を書いております。これは目次に当たる部分でございます。

まず、協定を通じた連携ということでございますが、その協定につきましては、3ページ目に表がございます。独占禁止協力協定及び経済連携協定の締結状況ということで、最初に独占禁止協力協定として、アメリカ、EU、カナダ、そして経済連携協定として、シンガポールからASEANに至るまでございます。

この協定につきましては、簡単に歴史的な経緯を申しますと、基本的には二国間の協定が最初にございまして、アメリカを御覧いただいても、平成11年が一番古いわけです。それは、基本的に競争当局間の協定だったわけですが、日本政府としていろいろな各国との間で貿易自由化とか、その他いろいろな要素を含んだパッケージとしての協定というものを作るような方向・方針が出てまいりました。そのパッケージとしての協定の中に、競争に関する章を含むタイプの協定というものが徐々に出てまいりました。したがって、最初は競争政策だけの協定だったのが、今ではパッケージとしての協定、そしてその中に競争に関するチャプターを含む形になっております。

ただ、内容につきましては基本的に変わりませんで、2ページ目に戻りますけれども、通報、情報交換、執行に関する調整、執行活動の要請、この執行活動の要請というのは、相手国の競争当局に対して執行していただきたい、その場合には、自国の重大な利益を及ぼすような事案について、相手当局に執行をお願いする、逆に、相手国の利益に重要な利益というものを考慮して、自分たちの活動をやらないということも含めて重要な利益を考慮するということが主な内容であります。ただし、経済連携協定上の協力に関しては、例えばシンガポールとかタイとかインドネシアのように、技術協力に関する条項を持っているところの協定もございます。

4ページ目に移りまして、実際に執行面における協力を行った事案として、企業結合と独占禁止法違反事件審査における協力の事例が書いてございます。相手当局との関係もございまして、また結合にしる、違反事件にしる、なかなか微妙なものがございまして、内容について詳細に語るができないので大変申しわけないのですが、例えば企業結合審査であればビーエイチピー・ブリトン・リミテッドとリオ・ティントの株式取得、これは最終的には、当事会社が計画を撤回して打ち切りとなりましたが、これにつきましては関係する国がいくつかございまして、その関係国との間で情報交換を行いながら、この審査を行うということ

をやったものでございます。

同様に、パナソニック、三洋の株式取得につきましても、関係する国同士で情報交換を行いながら審査を行ったものでございます。

5 ページでございますけれども、審査事案でいけば、マリンホースの事件、国際航空貨物利用、平たくいえばフォワーダーという事業者の事件、あるいはテレビ用ブラウン管の製造販売業者らに対する件、必ずしも国際カルテルとは限らないのですが、関係する、その当該事案がそれぞれの別の諸外国に及ぼす影響があったために、それぞれの当局との間でいろいろと情報交換しながら審査を進めたという事案でございます。

次に、その協定に必ずしも基つかない、バイの二国間の競争当局間の意見交換というものが6 ページでございます。

最近3 か年分の実績を掲げてございますけれども、平たくいえば、EU とアメリカにつきましても、少なくとも毎年やっている、それに加えて、幾つかの国、韓国は基本的に毎年やることにしているのですが、相手国の事情によってやらない場合もございますけれども、EU と米国と韓国については基本的に毎年やっているというのが実績でございます。

なお、EU とかアメリカにつきましても、協定上に意見交換を行うという一節もございまして、その観点から毎年それぞれの非常にハイレベル、委員レベル、委員長レベルが向こうの国に行ったり、あるいは向こうから来たりして、じかにフェイス・トゥー・フェイスで顔を合わせて、最近の状況とか個別の事例について率直な意見交換を行うことをやってございます。もちろん、そのハイレベルのものに加えて、担当官レベルの意見交換というのも随時行っているところでございます。

7 ページ以降は技術支援の状況でございまして、最もしやすいのは研修ということでございまして、例えば中国とかベトナム、フィリピン等、当然日本が属しているアジア地域、特に東アジア地域を中心として、職員に対して J I C A の協力の下で日本に来ていただいたり、あるいは現地に赴いて行ってセミナーをやるというものを実施しております。

更には、そういう一時的な研修だけではなくて、私どもの職員をそれぞれの当局に派遣いたしまして、向こうの当局の中でいろいろな研修を行うということもやってございます。例えばベトナムであれば、平成 20 年 9 月から、インドネシアについては昨年 10 月から、それぞれ一名を J I C A の長期派遣専門家というかたちで派遣しております。技術支援を行っております。

ちなみに、次のページには研修の実施状況が書いてございまして、これを見ると、圧倒的に中国が多いことが目を引くわけですが、中国につきましても、最近一つの体系としての競争法ができたということで、その法の制定あるいは

執行に関しても、私どもの方のノウハウなり知識経験がいかされているのではないかと考えております。

そのほか、ベトナム、フィリピン、インドネシア、タイ、本当に様々な国に対して、それぞれ場所も変えながら研修等を行っております。

(7) J I C A 開発途上国競争研修というのは、J I C A を通じまして、必ずしも東南アジアに限らず、かつての中東欧地域とかロシアも含め、日本に来ていただいてかなり長期間にわたっての研修をやっているものでございます。

その次のページが長期専門家の派遣状況でございまして、これも必ずしも東アジア地域に限りませんで、場合によってはリトアニアとかラトビアという国も含めて、当局に人を派遣して技術研修を行っているということがございます。

これも最近の取組について若干申し上げますと、実はこういう技術支援というのは、もちろん日本だけではなくて、海外は当然のことながら行っております。場合によっては、同じ時期に同じようなテーマになることもあり得るわけなので、そういったものについてはリソースの重複ということが生じないとも限らない。このために、現在のところ、日本と韓国、台湾との間で、今、どういう地域で、どういうテーマで研修を行っているのか、技術支援を行っているのかということの情報交換を行おうとしているところであります。これにつきましては、アジアに対して技術支援を行っている他のドナー国、例えばオーストラリアとかアメリカとかEUといったところにも範囲を広げて、情報交換ないし調整ということも視野に入れて、現在、取組を行っているところであります。

以上が二国間の関係でございまして、12 ページからは多国間、マルチの協力関係についてでございます。

マルチの場合、フォーラムというのも実は幾つかございまして、主だったところをここに掲げてございます。I C N, O E C D, 東アジア競争政策トップ会合, A P E C 競争政策・競争法グループ、このほかにも例えば U N C T A D とか I M F とかございます。

I C N につきましては、平成 13 年、海外ですから西暦で申し上げますと、2001 年に発足したものでございますけれども、比較的新しい組織でございます。競争法執行の手續面・実体名の収れんを促進することを目的として発足したものでございまして、現在 100 か国あるいは地域から 100 以上の競争当局が参加している。これは、一つの国でありながら競争当局が複数ある、例えばアメリカのようなものがございまして、国・地域の数よりも競争当局の方が多いところがございます。

I C N の発足当時から、日本は運営委員会、幹事会と申しましうか、そういったところのメンバーでございまして、平成 19 年には私どもの竹島委員長が I C N の副議長に就任しております。ちなみに、I C N の意思決定というのはなかなか

がなく、次のページをめくっていただきますと、組織がでております。運営委員会というグループがございまして、そこに議長がお一人、今はイギリスの公正取引庁の事務総長の地位にある John Fingleton という人がやっております。そのほかに、議長を支える者として3名の副議長が置かれております。そのほか、運営委員会のメンバーとして、オーストラリアからアメリカに至るまで、各国それぞれの非常にハイランクの方から構成されております。

その下に八つの作業部会、そして場合によっては、その作業部会の下にサブグループが設けられております。基本的に I C N というのは、トップダウンの意思決定で作業を行っているのではなくて、それぞれの作業部会に属している国のボランティアベースな活動でやっております。また、事務局を務めている国はあるのですが、恒常的な機関あるいは建物としての本部があるわけではございませんで、基本的には電話と電子メールで意見交換を行いながら、いろいろな成果を生み出していくという非常にユニークな組織でございます。何か政府の、例えば日本国政府なら日本国政府としての意思決定に基づくものということではなくて、むしろそれぞれの競争当局の自発的な意思に基づいて、そういう作業活動を行っていくといったかたちで動いている組織でございます。

I C N につきましては、ホームページ等々でどういった成果があるかということが御覧いただけますけれども、多くの場合は、現在、競争法を整備しようとしている国にとって実際的に役に立つものを成果として、例えば推奨すべき慣行と日本語で言っておりますけれども、レコメンデッドプラクティクスあるいはレポートといったものを、それぞれの関係する当局の職員がいろいろな意見交換を行いながら作り出していくといった作業をやっております。また、途上国に対して、そういった成果物を利用しながら研修等を行うという活動も行っております。

O E C D 自体については、皆様も既に御承知のところだと思いますけれども、O E C D の中に競争委員会というものがございまして、我が国が O E C D に加盟したのは昭和 39 年 10 月会合以降でございますが、競争委員会については副議長グループがございまして、そこに加わっております。現在は、後藤委員が副議長、ビューローに就任しております。

東アジア競争政策トップ会合は、若干耳慣れないところがあるかも知れませんが、東アジア地域における競争当局あるいは関連当局のトップが一堂に会しまして、競争法の執行において直面する課題や今後の技術支援の在り方について意見交換を行う。平成 17 年からやっております。また、この競争政策トップ会合に前後しまして、コンファレンス、一般に公開する会議も毎年行っております。今年につきましては、9 月、韓国でその会合が開催される予定になっております。

それから、A P E C につきましてはアジア中心でございますけれども、競争政策・競争法グループというグループがございまして、平成 18 年以降、私どもの方

でこのグループの議長を務めております。

I C Nの組織のその次のページに取組がございます。I C Nの年次総会が毎年開かれておりますが、平成20年には京都で年次総会が開かれまして、非常にたくさんの方の競争当局あるいは競争法に関連するN G Aとっておりますが、例えば法曹関係者、学会の方にお集まりいただきまして積極的な議論を行ったわけがございます。なお、昨年はスイスのチューリッヒで年次総会が行われ、今年は来月でございますが、トルコのイスタンブールで年次総会が開催される予定となっております。

また、今年につきましては、10月にこれは横浜でございますけれども、カルテル作業部会が中心となって行われるカルテルワークショップという会議も開かれることになっておりまして、カルテル審査を中心に審査技術と申しましょうか、あるいは手続についていろいろな意見交換なり議論が行われる予定となっております。

非常に駆け足ではございますが、資料に基づいた説明としては以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

伊藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、何か御意見とか御質問がございましたらいただきたいと思っております。どうぞ。

レイク会員 A P E C競争政策・競争グループの議長として活動なさっているという御説明で、今年は日本はA P E Cの議長国であります。何か東京、日本、どちらかで、A P E Cとしてこのグループとして活動なさる予定はあるのでしょうか。

山田官房国際課長 今、国際的には手続の公正さということがうたわれているのですが、その手続の公正さ、プロシージャーフエアネスというタイトルで、今月初めでしたか、広島で産業界との対話というかたちで一回やっております。今後もしろいろな場でこのグループについての活動というのは行っていく予定でございます。

レイク会員 それは、今年やる予定はもう決まっていますよね。

山田官房国際課長 実は、A P E Cの担当の企画官がおりまして、そちらの方から御説明いたします。

深町官房国際課企画官 国際課企画官の深町と申します。

A P E Cの活動ですけれども、毎年一回、競争法専門家グループの会合を、A P E C全体の会議の中の一会議として行います。それが先ほど国際課長の方から申しあげました、3月に広島で行われた会合でございます。その中で競争当局の方が集まって最近の活動状況について意見交換を行うとともに、産業界の方とプロシージャーフエアネスについて議論も行いました。

この会合は年一回あるだけなのですけれども、それ以外に、今年9月、ベトナムでA P E Cのトレーニングコースということで、途上国の方を集めて、今年は

テーマがアドボカシー、競争唱導なのですけれども、アドボカシーの在り方、どのようにアドボカシーを進めたらいいのかということについて議論する、検証することも計画しています。

レイク会員 もう遅いのかもかもしれませんが、APECの国の数が多いのは御案内のとおりで、日本が議長国をする機会は今年で、次は何年先になるのでしょうか。随分先になって、そのときには私もこの懇談会はクビになっていると思います。ですから、せっかくある意味で日本がさまざまなメッセージをアジア・太平洋地域の中で発信する上で、議長でもあり、何かできたらよかったなというのが印象であります。ほかのことで大変お忙しい、またリソースも限られているかもしれませんが、日本がそのリーダーとして大きく活動している分野なので、珍しく議長国の年に大きなイベントがなかったというのは、残念なような気がいたします。きっと何か理由があるのでしょうかけれども、今後また考えたらいいのかなと思いました。

伊藤会長 ほかに何か御意見、御質問ありますか。

それでは榎野会員。

榎野会員 ちょっと参考までにでいいのですけれども、中国といろいろ研修とか交流があるので、中国は自由主義経済を採りながらも体制が違うものですから、きちんとした競争政策が執れるのかどうか、ちょっと疑問があります。そういう国とこういう研修をして、ちゃんとまともな競争政策をあたりに植え付けることができるのだろうかという疑問があるので、その辺はどうなっているのでしょうか。

山田官房国際課長 実は、社会主義国でありながら競争法を持っている国というのは、別に中国だけではなくて、ベトナムなどもそうなのですが、当然のことながら、完全な国有企業だけではなくて、最近ではいわゆる民営というか、民間企業というものも活動する余地がかなり出てきております。また、そういう社会主義的な国だからこそなのかもしれませんが、国営企業の行うような反競争的行為というものも、市場活動においては規制も重要になってまいります。

したがいまして、中国も競争法の分類とすれば、どちらかといえばEUに近いような支配的地位の企業の濫用行為とかも中には入っております、あるいは当然のことながらカルテルとか、そういった規制も入っております。したがいまして、規定自体をみれば、西側諸国という言い方は古いのかもわかりませんが、そういった所の競争法とさほど変わらないところがございます。

その執行状況につきましては、いろいろと世情、新聞でも報道されているところがございますが、できて間もないということもございまして、そこは今後、経験を積んでいくのだろうと思いますが、いずれにしろ、競争当局とされる当局もあり、ちゃんとした法律もあるというところは、間違いのないところがございます。

す。

伊藤会長 ほかによろしいですか。

(「はい」と声あり)

伊藤会長 それでは、そろそろ時間も参っておりますので、本日はこの辺で終了させていただきたいと思えます。

最後に、竹島委員長から御発言いただきたいと思えます。

竹島委員長 今日2時間にわたって熱心な御意見を賜りましてありがとうございます。

事務方の答弁、慎重なものですから、お聞きになって分かっていただけたかどうか分からないのですが、審判制度は平成17年の改正以来の話でございます、内閣府に基本問題懇談会を作ってください、関係者の方も何人かここにいらっしゃるのですが、そのときは、審判制度は今のままでいい、むしろ事前審判に戻すべきだという御意見をいただきました。萩原さんがいらっしゃいますけれども、経団連については廃止、必要なしということだったわけです。その声は一向に静まらず、民主党の連立政権において、それまでということになったということです。

これに伴って公取のパワーが落ちるかどうかというのは、何ををもってパワーとみなすかによるのですが、私はどちらかということと事件をきちっと摘発して、ちゃんとした処分ができるかどうかが一番大事なことであって、後の審判で、確かに2年もかけて議論するのですから、大変な議論をしているわけで、これは法律家の立場で面白いとか、意味があるとか、透明性が開けるということはあるでしょうけれども、それがなくなったらパワーが落ちるかというのは、私はそうではないだろうと。

裁判所に行って、裁判官も勉強してもらって、独占禁止法というものが日本でもっと広く関係者が増えるというのが、むしろ長い目で見たらいいのではないかと。それに関して、今日、何人かの学者の先生を中心に御意見がありましたが、私は審判制度を廃止した以上、透明性というものが低下するのはやむを得ないことである。そうは言っても、ぶっきらぼうな命令書を書いて、裁判に行って、裁判官から何を言っているか分からないとか、立証が不十分であると言われたのではたまりませんから、争点整理とか、きちっとかみ合った議論をしていかなければいけない。

そういう意味で、命令書の中身も、審判審決と同じでいく必要もなければ、そういうことは考えていませんが、どこが争点になって、それはかくかくしかじかで、なお自分はこう判断するのだということが分かるような書き方を、当然していかなければいけないだろうと思っています。その結果として、分かりやすさ、内容の充実ということは、それなりに進むだろう、また進めなければならぬだろうと思っています。

それから、裁判所自体、エコノミストを置く必要があるかどうかというレイクさんの御発言については、アメリカでも裁判所にエコノミストはいないと思いますが、独占禁止法の世界で、特に企業結合とか市場支配的地位の濫用ということになってくると、経済学的な素養が非常に大事だということになっていまして、確かにそうなのですが、そういう経済学の答えというのは、大体现実の社会では、基本的な物の考え方が大事なのであって、エコノメトリックスを駆使したとしても、裁判所がはい、分かりましたということにはならないのではないかと、思います。東京地方裁判所に行って滞るとの懸念もあるようですが、特に発展途上国で問題となっているように、いくら独禁当局が頑張っても、裁判所に行ったら裁判官が競争法を全然理解していないものだから、全部蹴飛ばしてしまう、裁判官をいかに教育するかということがいろいろなところで問題になっていいますが、日本ではそこはスムーズに行くだろうと思っています。

いずれにしても、毎年のように法律改正をやってきているわけでございまして、若干事務当局も疲れぎみだと思いますけれども、大事なことは、きちっと独占禁止法というもののコンプライアンスを定着させること、大企業は、さすがリニエンシーをたくさん使うようになってきましたら、みんながみんなではないですけれども、相当業界によっては変わってきていると我々も受けとめています。さっきから出ている大規模小売業者による納入業者いじめ、これは我々もかねてから近代経済以前の封建的取引関係みたいなもので、けしからぬと思っています。一生懸命やってきていますが、なかなかこれはなくなりません。

今も一生懸命取り組んでいますし、今年からは課徴金の対象になっていますから、そういうことで厳正な執行ということにこれからも努めていきたいと思っています。

最後に一点お願いなのですが、法律改正の説明の中の最後のところで、今日は余り詳しい議論になりませんでした。公取が取り調べる際には弁護士を立ち合わせるということにしてほしい、それも権利として認めてくれ、それから、供述調書を取られたら、そのコピーをすぐもらえるようにしてほしい、それから、弁護士と企業との間のやり取り、相談事については弁護士・顧客間秘匿特権というものを認めてほしいという話が、調査手続に絡んで言われています。

この話は、公取だけではなくて、他の行政手続、更には刑事手続にも本当は影響がある話で、そういうところの整合性をちゃんと見た上でやらなければいけないということになっており、この議論が法律が通りましたら始まるだろうと思います。民主党政権の下では、政務三役がいて、それでいろいろな各界の学者はもちろんのこと、法律家なりいろいろな経済界、消費者団体の方々から意見を聞いて、ではこれはどうすべきか、ということが検討されることになります。

これはアメリカやヨーロッパでは認められている権利で何で日本で認めないの

だということなのですが、そんなことを言っただけで、アメリカは供述調書というものは、簡単に言うと二の次、日本は供述調書がいの一番、そこに弁護士が横に来て、仮に、答えなくてもいいのだというアドバイスをされたら取れません。今だって苦勞しているのに。

そういうことが積み重ねられていった結果、何が起きるかという、全部疑わしきは罰せずになってしまう。そういう真相解明の必要性というものと、責められる側の防御権をいかに保護するか、これは非常に微妙なバランスの上に立っているわけなので、村上教授がおっしゃったように、調査に協力しない者には罰則を強める、アメリカ、EUはそれをやっているわけです。

裁量型課徴金の中にはそういう要素も入ってくるのですが、日本はそうではありませんから、そうすると、何も協力しなければ、措置を免れ、課徴金も免れることになるわけなので、私はそういった方向に動くような改正はすべきではないと、やるなら、ちゃんと両方のバランスが取れたところでなければおかしいと思っていますので、これからの議論として、それぞれのお立場がおありですけれども、少し広い議論と、何が一体大事なのだ、防御権だけ保護しておけばいいのかということも含めて、多角的な御議論をしていただかないと、正直者がばかを見て、そうでない者が得する、当局は権限があっても発動できない、という話になりかねないと思っていますので、この場をお借りして陳情申し上げておきたいと思います。

本当にありがとうございました。これからもよろしく申し上げます。

伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。なお、次回の日程等につきましては、追って事務局から御連絡差し上げることとなります。

本日はどうもありがとうございました。